

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記  
目次 4. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 97

株式公開買付けに係る内部者取引に対する  
課徴金納付命令勧告事案について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課長 小出啓次

今回は、取引調査課長の小出(こいで)が最近の内部者取引に対する課徴金納付命令勧告の事案についてご紹介させていただきます。

取引調査課においては、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金融商品取引法に基づき、事件関係人や参考人に対して、質問調査や立入検査を実施しています。その結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に

対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っています。平成 25 年度においては、当課は、20 件の課徴金納付命令勧告を行っており、そのうち内部者取引関係が 14 件、相場操縦関係が 6 件となっています(平成 25 年 11 月 26 日現在)。なお、平成 24 年度においては、合計 25 件の課徴金納付命令勧告をしています。

ここでは、本年 8 月 30 日に勧告した事案である「公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテインメント株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告」事案について紹介したいと思います。

## 1. 事案の概要

本事案は、課徴金納付命令対象者が、ソニー株式会社(以下「ソニー」といいます。)の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント株式会社(現在のソネット株式会社、以下「ソネット」といいます。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 8 月 10 日より前の同月 3 日に、自己の計算において、ソネット株式を買い付けたものです。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2013/2013/20130830-4.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130830-4.htm)

## 2. 重要事実

本事案における重要事実は、ソニーが連結子会社であるソネットを完全子会社化するため、同社株式を公開買付けにより取得することを決定したことです。

## 3. 課徴金額

289 万円

## 4. 重要事実伝達等の経緯

### (1) 情報伝達者が重要事実を知った経緯

情報伝達者は、その職務に関して、平成 24 年 6 月上旬頃に公開買付けを実施する方針や公表日を知ったものです。

### (2) 課徴金納付命令対象者に伝達した経緯

情報伝達者と課徴金納付命令対象者は、知人、友人の関係にあり、仕事も含めた様々な内容について相談する中で、平成 24 年 7 月下旬に重要事実の伝達が行われたものです。

## 5. 違反行為の概要

課徴金納付命令対象者は、上述のとおり、平成 24 年 7 月下旬に重要事実

を知ったことから、平成 24 年 8 月 3 日に、ソネット株式合計 12 株を買付価額 3,907,500 円でインターネット取引により、買付けを行ったものです。

なお、当該買付株式については、平成 24 年 8 月 10 日の重要事実の公表後、全て売却されています。

## 6. 本事案の特色

勧告を行った過去の公開買付けに係る内部者取引においては、重要事実の伝達は契約締結者であること等が多い傾向にあるところ、本事案においては、公開買付者である上場会社の社員により重要事実の伝達が行われ、当該重要事実の伝達を受けた一次情報受領者が行った内部者取引事案です。

## 7. 終わりに

証券取引等監視委員会は、公開買付けに係る内部者取引について、平成 21 年度に大幅に勧告件数が増加したことを踏まえ、平成 22 年度において、「株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク」として取りまとめ、株式公開買付けの関係者に対して、意見交換会、セミナー、講演、専門誌への寄稿等を通じて、問題意識の共有を図りつつ、提言を行いました。こうした取組みを踏まえ、日本証券業協会においては、協会員に対し、株式公開買付けに係る内部者取引の未然防止の徹底に向けた注意喚起等が行われたところです。しかしながら、本事案において、上場会社の社員により情報伝達が行われ、内部者取引が行われてしまったことは残念でなりません。

上場会社においては、内部者取引の未然防止として、情報管理の徹底に努めることは、市場の透明性・公正性確保の観点からも非常に重要であり、仮に情報が流出した場合、個別会社の管理態勢が問われ、ひいては上場会社としての信用に関わることにもなりかねません。上場会社においては、内部者取引の未然防止のための社内規定の整備はもとより、上場会社の役員に対して、内部者取引防止に対する意識の浸透を図っていただくことが重要と考えます。

証券取引等監視委員会としては、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

○「株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク」の詳細は、下記のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

- 証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>